

令和3年5月20日

障害福祉サービス事業所 管理者様

川西市福祉部障害福祉課

### 重度障害者等包括支援対象者の緩和について(通知)

平素より本市の福祉行政の推進にご協力賜り、誠にありがとうございます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、重度障害者等包括支援の対象要件が緩和されたことにより、下記のサービス利用者について新たに加算の対象となる場合や、加算の内容に変更が生じる可能性があります。つきましては当市での取り扱いを以下の通り示しますので、ご留意の程よろしく申し上げます。

#### 記

##### 1 対象となるサービス

- ・重度訪問介護(15%加算(重度障害者等包括支援対象者加算))
- ・短期入所(重度障害者支援加算)
- ・共同生活援助(重度障害者支援加算)

##### 2 変更点

重度障害者等包括支援の対象要件である 類型および 類型の判断基準項目について、従来は認定調査項目「1群 起居動作」のうち「寝返り」において「全面的な支援が必要」とされていたところ、それに加えて「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」である場合も対象となりました。

#### 【参考】

##### 重度障害者等包括支援の対象者(改正後)

:区分6の重度訪問介護の対象者に相当する状態である者であって、四肢すべてに麻痺等があり、「寝返り」「起き上がり」「座位保持」のいずれかにおいて「全面的な支援が必要」であり、「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されている者のうち下記アイのいずれかに該当する者。

- ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者( 類型)
  - イ 最重度の知的障がい者( 類型)
- ※加算対象が増える可能性有り

:区分6の行動援護の対象者に相当する状態である者であって、「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されている者のうち、「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定されている者( 類型) 本報酬改定において影響なし。

### 3 本市での取り扱いについて

重度障害者等包括支援対象者の緩和により加算対象者の追加・変更が生じる可能性がある場合は市障害福祉課へご連絡ください。個別に対応いたします。ご連絡等がない場合は、期限更新のタイミングで加算要件を確認し、障害福祉サービス受給者証への記載を行います。

川西市役所 障害福祉課 障害福祉サービス担当

TEL : 072 - 740 - 1178

FAX : 072 - 740 - 1311

MAIL : kawa0149@city.kawanishi.lg.jp